

施工体制台帳の作成等の改正に伴う施工体制に関する様式等の変更について（お知らせ）

令和3年3月
山口県

令和2年10月1日から施行された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第30号）、「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）」等により「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成する等の改正が行われたところですが、この度、「施工体制台帳の作成等について」の改正（令和3年3月2日付け国不建第405号）により、施工体制台帳や施工体系図の作成例等が具体的に示されたことを踏まえ、下記のとおり施工体制に関する様式等の一部変更を行いましたので、お知らせします。

記

1 適正な下請契約及び施工体制の確保について

- 改正建設業法等を踏まえ、様式等の一部（別紙1～2，別紙5～8，別紙10～11，別紙14）を変更

（主な変更点）

- ①施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項に追加された事項（作業員名簿）に係る記載方法の変更
- ②施工体系図の記載事項に追加された下請負人に関する事項（特定専門工事の有無等）に係る記載方法の変更及び記載例の追加
- ③施工体制台帳等作成者用チェックリストに、監理技術者補佐、建設工事従事者等に関するチェックポイントの追加
- ④建設キャリアアップシステム（CCUS）の本格運用に伴う、施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書への事業者ID、現場ID、技能者ID*の追加

（※CCUSに登録していない場合、記載は不要である。）

2 適用日

令和3年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。

<留意事項>

- 作成例として示した様式（施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書）については、適宜（必要に応じて）加工して使用してください。
- 改正に伴う様式等は、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

▶適正な下請契約及び施工体制の確保について

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/gi_jyutusidou/gi_jyutusidou.html